

メール送付のみ

事務連絡  
令和4年12月28日

都道府県トラック協会  
専務理事 殿

公益社団法人 全日本トラック協会  
専務理事 松崎 宏則

### 消費税の適格請求書等保存方式の負担軽減措置等に関する周知について

平素は当協会の業務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が令和5年10月1日に開始されます。令和5年10月1日から「適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）」となるための原則的な期限は、令和5年3月末になっております。

今般、令和4年12月23日に閣議決定された令和5年度税制改正の大綱において、主に中小事業者を対象としたインボイス制度に関する負担軽減措置が講じられることとなり、国交省より別添のリーフレットについて周知依頼がございました。

つきましては、貴協会において、周知にご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上

◇本件お問い合わせ先

公益社団法人全日本トラック協会 企画部

電話：03-3354-1037 FAX：03-3354-1019